

# 令和4年第4回川西町 議会定例会会議録

令和4年12月6日 火曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木 幸 廣      副議長 寒河江      司

## 出席議員（10名）

1番 井上 晃一 君	2番 遠藤 明子 君
3番 渡部 秀一 君	4番 吉村     徹 君
5番 島 貫     偕 君	7番 伊藤     進 君
8番 神村 建二 君	9番 橋本 欣一 君
10番 淀     秀夫 君	13番 寒河江     司 君

## 欠席議員（2名）

11番 高橋 輝行 君	14番 鈴木 幸廣 君
-------------	-------------

## 説明のため出席した者

町           長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教 育 長 小林 英喜 君	総務課長 大滝 治則 君
安全安心課長 後藤 哲雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課長 安部 博之 君	政策推進課長 遠藤 準一 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近     祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課長 小林 俊一 君
産業振興課長 井上 憲也 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局長 内谷 新悟 君
地域整備課長 奥村 正隆 君	教育文化課長 金子 征美 君
農業委員会 会長 大沼 藤一 君	監査委員 嶋 貫 榮次 君
財政主査 石田 英之 君	

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 ( 第 1 号 )

令和4年12月6日 火曜日 午前9時30分開議

- ・ 追悼のことば
- ・ 諸般の報告
- ・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第87号 川西町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の設定について

日程第 4 議第90号 町有財産の無償譲渡について

日程第 5 議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第89号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第81号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第7号)

日程第 8 議第82号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第 9 議第83号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議第84号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第11 議第85号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議第86号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)

日程第13 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開会の宣告

○副議長 本日、鈴木議長が欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を執らせていただきますので、皆様方のご協力、お願いをいたします。

全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方は、2名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○副議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○副議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎追悼のことば

○副議長 この際、私から報告いたします。

伊藤寿郎議員が、去る11月8日に逝去されました。突然逝去されましたことは、驚愕のほかなく、誠に痛恨の極みであります。

伊藤寿郎議員には、本町議会議員に当選されること2期7年8か月に及び、その間、町政発展のために寄与され、多大なる功績を立てられました。今後の町政運営にさらなるご活躍を期待するところ、誠に大きなものがありましたのに、残念でなりません。

ここに、伊藤寿郎議員のご冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。ご起立お願いいたします。伊藤寿郎議員の遺影のほうをお向きください。

黙禱始め。

(黙 禱)

○副議長 黙禱を終わります。ありがとうございました。ご着席願います。

ここで、故伊藤寿郎議員に対し、渡部秀一議員から追悼のことばをささげたいとの申出があります。

渡部秀一議員、ご登壇の上、追悼のことばをお願いいたします。

渡部秀一君。

(3番 渡部秀一君 登壇)

○3番 渡部です。

本日ここに、令和4年第4回川西町議会定例会の本会議に当たり、私は議員各位のお許しをいただき、代表して、故伊藤寿郎議員に対して、謹んで追悼のことばをささげます。

あなたの訃報に接したとき、あまりにも早い盟友との別れに言葉を失い、痛惜の念だけが込み上げてきました。これからは話すことも一緒に活動することもできない現実に打ちひしがれ、この世の無常を思い知らされています。

あなたは、地域の期待と支持を集め、川西町議会議員に平成27年5月に初当選され、以降、2期7年8か月にわたり、町政の発展に貢献されました。この間、広聴広報常任委員会委員長、議会活性化特別委員会委員長、そして副議長の要職を歴任され、議員として、町のため、住民のためと頑張っておられました。特に、弱い立場の方が取り残されないようにと尽くしておられました。

また、広聴広報活動では、議会だよりをより多くの町民に見ていただき、まちづくりを町民に伝えたいと、一生懸命取り組まれていました。そして、議会広報全国コンクールの連続入賞を続けなければならないという期待も背負い、大変だったとは思いますが、見事やっつけました。当時を思い起こせば、時間があれば他町の議会広報のファイルを広げ、研究をしている姿が目につかびます。

寿郎君、知り合ったのは令和元年5月でしたね。初めは、びっくりしたことがあります。それは、「僕」という一人称を使っていることでした。私の周りでは、「僕」と言う人がいなかったもので、とても新鮮でした。それから、昼食などは常に大盛り、しかも、普通盛りの私より早く食べていたことなど、思い出は尽きません。

あなたのなされた功績は大きい。もっとできたはずなのに、寿郎君はもう逝ってしまわれた。無念としか言いようがありません。あなたの笑顔は私たちの胸に刻まれています。どうぞ安らかに休みください。

最後に、衷心よりご冥福をお祈りし、川西町の発展のため専心することをお誓いして、追悼のことばといたします。

令和4年12月6日、川西町議会、会派未来創生、渡部秀一。

○副議長 追悼のことばを終わります。ありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前 9時41分)

---

○副議長 会議を再開いたします。

(午前 9時42分)

---

#### ◎諸般の報告

○副議長 私から、諸般の報告を行います。

令和4年10月21日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、令和3年度病院事業会計決算、令和4年度病院事業会計補正予算が上程され、それぞれ原案のとおり認定及び可決されました。

令和4年11月9日、東京のNHKホールにおいて、全国町村議会議長など関係者が出席して、第66回町村議会議長全国大会及び第47回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催されました。大会では、当面する重要課題の実現に向けた特別決議3件、諸課題の解決を図るための要望事項28件、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策に関する特別要望、また豪雪地帯の振興対策についての要望事項8件が、いずれも満場一致をもって採択・決定されました。

令和4年11月22日、米沢市議会議場において、置賜広域行政事務組合議会定例会が開催され、令和3年度一般会計歳入歳出決算、令和3年度ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算、令和3年度消防特別会計歳入歳出決算、米沢市公共下水道事業米沢浄水管理センターし尿受入れ施設建設工事請負契約の締結について、置賜広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、置賜広域行政事務組合の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、置賜広域行政事務組合の育児休業等に関する条例の一部改正について、令和4年度一般会計補正予算（第2号）、令和4年度消防特別会計補正予算（第1号）が上程され、いずれも原案のとおり認定・可決されました。

諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長の町政報告

○副議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 私から、9月以降の町政の報告をさせていただきます。

9月2日から22日まで、第3回川西町議会定例会が開催されました。

10月4日、第2回川西町生活安全推進協議会を開催いたしました。会議では、最近の犯罪等の発生状況について、米沢警察署生活安全課から報告を受けた後、協議会長表彰の選考結果の報告と10月22日に開催する川西町民生活安全推進大会の実施内容を決定いただきました。

10月21日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

10月22日、第13回川西町民生活安全推進大会を開催いたしました。大会では、生活安全推進協議会長表彰、交通安全功労者表彰及び防犯ポスターと防犯標語の表彰者紹介が行われ、私たちが築く安全・安心のまちの実現に向け、関係機関の連携、地域防犯活動と交通安全の推進、そして、災害に負けないために共助を育むとの大会宣言を採択いたしました。また、米沢警察署長から、「安全・安心な川西町に向けて」と題した講話をいただきました。

10月26日、令和5年度町重要事業及び令和4年8月3日豪雨に係る災害復旧について、中央省庁及び県選出国會議員への要望活動を実施いたしました。要望活動は、コロナ禍を考慮し、本職と議会を代表し、鈴木議長、寒河江副議長と同行いただきました。先に県選出国會議員各事務所等を訪問し、本町の要望事項について説明を申し上げ、一層の支援についてご依頼し、その後、中央省庁に出向き、財務省、総務省、国土交通省、農林水産省へ要望書を提出し、令和5年度重要事業及び災害復旧の支援と財政支援について要望活動を行いました。

10月28日、第5回川西町議会臨時会が開催されました。

11月2日、川西町道路除雪対策協議会を開催し、冬期間における町民生活、産業経済活動等の安定を図るため、令和4年度の道路除雪計画を策定いたしました。

今年度の道路除雪延長は、自治会の理解を得て、昨年度から1.8キロメートルを減じて268.5キロメートルとし、54台の除雪機械により冬期交通の確保を図ってまいります。

11月3日、川西町民表彰式典を挙行いたしました。

11月22日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

11月29日、第2回川西町総合教育会議を開催いたしました。会議では、平成26年4月に制定した川西町いじめ防止基本方針の改定について内容を検討・協議いただき、決定いたしました。今後、川西町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定を予定していることから、議会に対し、内容等をご説明申し上げたいと考えております。

11月29日、第1回川西町介護保険運営協議会を開催いたしました。委員の改選期に当たり、15名の方に委嘱状を交付し、会長には加藤健吉氏、副会長には青木順子氏が選出されました。会議では、令和3年度介護保険事業における介護給付実績、介護予防事業実績並びに第8期川西町介護保険事業計画の進捗状況について報告するとともに、次期計画の第9期川西町介護保険事業計画の策定に係るニーズ調査を今年度中に実施することを説明し、各委員からご意見を賜りました。

12月1日、川西町民生委員児童委員辞令交付式を開催いたしました。同委員は、11月30日をもって3年間の任期が満了となり、12月1日付で民生委員・児童委員52名と主任児童委員3名の皆様に辞令を交付させていただきました。同日開催した民生委員・児童委員協議会臨時総会において、会長には小松地区の高橋栄一氏が、副会長には中郡地区の齋藤富雄氏、小松地区の吉永寿美子氏の2名が選出されました。また、退任されました22名の皆様には山形県知事から、在任6年以上の方には厚生労働大臣からの感謝状を伝達し、町からは記念品を贈呈いたしました。

続きまして、入札執行状況についてご報告を申し上げます。

月日、9月9日、工事名、川西町地域振興拠点造成工事实施設計業務、落札金額638万円、落札者、株式会社三協エンジニアリング代表取締役島貫傳左エ門、ほか10件の入札を執行しましたので、記載のとおりであります。ご照覧いただきたいと思います。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○副議長 町長の町政報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○副議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

8番神村建二君、9番橋本欣一君、ご両名にお願いをいたします。

---

#### ◎会期の決定

○副議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付しております会期及び審議予定表のとおり、本日12月6日より12月19日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

---

◎議第87号 川西町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の設定について

◎議第90号 町有財産の無償譲渡について

◎議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第89号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第81号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第7号)

◎議第82号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

◎議第83号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

◎議第84号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

◎議第85号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

◎議第86号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)

○副議長 日程第3、議第87号 川西町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の設定についてから日程第12、議第86号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)までの10議案を議事の都合により、一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第87号 川西町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方公務員法の改正に基づき、本町職員の定年年齢を引き上げる必要があるため、関係条例の改正及び廃止について提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第87号 川西町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の設定についてご説明申し上げます。

川西町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように設定するものであります。

令和4年12月6日提出、町長名でございます。

条例の内容につきましては、別紙の概要書でご説明いたしますので、ご覧いただきたいと思います。

1の改正の趣旨につきましては、令和3年6月に地方公務員法が改正され、国家公務員に準じまして、職員の定年年齢を引き上げる制度改正がなされております。

本町におきましても、地方公務員法の改正に基づき、職員の定年年齢を引き上げる必要があるため、関係条例の改正等を行うものであります。

2の改正等の内容につきましては、関係する条例について、11本を一部改正し、1本を廃止するものでございます。

改正の主な内容につきましては、条例ごとにご説明させていただきたいと思います。

まず初めに、(1)川西町職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。議案では第1条関係となります。

主な改正内容は4点ございます。

まず、①定年の段階的引上げにつきましては、職員の定年年齢を60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げるものであります。

②の役職定年制の導入につきましては、管理職手当の支給対象となります管理監督職員について、管理監督職勤務上限年齢である60歳に達した日以後の最初の4月1日に管理監督職以外の職とするものであります。

③定年前再任用短時間勤務制の導入につきましては、60歳に達した日以後の最初の4月1日から定年退職に当たる日までの間に退職した場合、本人の意向を踏まえまして、定年前再任用短時間勤務職員として任用することができるものであります。

④情報提供・意思確認制度の新設につきましては、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に60歳以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供しまして、その後、職員の60歳以降の勤務について意思を確認するものであります。

次に、(2)になります。(2)川西町職員定数条例の一部改正(第2条関係)及び(3)川西町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正(第3条関係)につきましては、地方公務員法の引用条項を改めるものであります。

続きまして、(4)川西町職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例の一部改正

(第4条関係)につきましても、降給の規定を追加するものであります。

次に、(5)川西町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正(第5条関係)につきましても、降給した職員に関する減給の規定を追加するものであります。

裏面をご覧ください。

(6)川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正(第6条関係)につきましては、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

続いて、(7)川西町職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第7条関係)につきましては、育児休業ができない職員に関する規定を改めるものであります。

次に、(8)川西町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正(第8条関係)につきましては、派遣できない職員に関する規定を改めるものであります。

次に、(9)川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第9条関係)につきましては、主な改正内容は3点でございます。

まず、①定年前再任用短時間勤務職員の給料月額につきましては、職務の級の基準給料月額を職員の勤務時間数で案分した額とするものであります。

②定年延長した職員の給料月額につきましては、当分の間、職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以降の給料月額は、給料表で定める給料月額の100分の70とするものであります。

③役職定年制により降任等された者の給料につきましては、当分の間、職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以降の給料月額が役職定年制による降任前の級号給に基づく給料月額の100分の70を下回る場合は、その差額を給料として支給するものであります。

次に、(10)川西町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(第10条関係)及び(11)川西町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(第11条関係)につきましては、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

(12)川西町職員の再任用に関する条例の廃止(第12条関係)につきましては、現在の再任用制度を廃止するものであります。

3の施行期日等ではありますが、(1)施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。

ただし、情報提供・意思確認制度につきましては、公布の日から施行するものであります。

(2) 暫定再任用制度の導入につきましては、定年年齢が段階的に引き上げられる期間において、定年から65歳まで再任用ができる制度を経過措置として導入するものであります。

以上でご説明とします。よろしくお願いいたします。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第90号 町有財産の無償譲渡について提案申し上げます。

提案理由につきましては、町内のブロードバンド通信環境（光ファイバー通信設備）を株式会社ニューメディアで管理するに当たり、無償譲渡を行うため、提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第90号 町有財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

町は、次により財産を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の同意を求めらるるものであります。

1の譲渡しようとする財産につきましては、別紙の譲渡物一覧のとおりであります。

議案の2枚目をご覧いただきたいと思ひます。

主な内容について、分類別にご説明いたします。

左側の分類になりますけれども、1段目、分類名、受信アンテナ設備につきましては、BS用のアンテナであります。

次の段のヘッドエンド装置及びその下の光電変換装置につきましては、放送電波をケーブルテレビ用に変換し送信するなど、旧法務局内に設置している装置類であります。

次の段、線路設備・伝送設備につきましては、自立柱やその附属品などの伝送路材料であります。

裏面をご覧いただきたいと思ひます。

こちらの線路設備・伝送設備につきましては、光ファイバーケーブルになります。総延長では206キロメートルになります。

以下、センター系及び伝送路系の設備となっております。

続きまして、議案書の最初のページにお戻りいただきたいと思ひます。

2の譲渡の相手方につきましては、山形県米沢市春日4丁目2-75、株式会社ニューメディア代表取締役金子 敦であります。

3の譲渡する理由につきましては、情報通信技術の進展やサービスの高度化に伴う住民ニーズの多様化及び情報通信環境の継続した安定供給に資するため、無償譲渡とするものでご

ざいます。

令和4年12月6日提出、町長名でございます。

続きまして、概要書についてご説明いたしますので、別紙の町有財産の無償譲渡についての概要をご覧いただきたいと思っております。

1の譲渡する財産につきましては、川西町内ブロードバンド通信環境構築用の伝送装置であります。自立柱及びその附属品並びに旧法務局川西出張所内に設置しています通信環境維持装置一式でございます。

2の譲渡の相手方につきましては、株式会社ニューメディア、3の使用目的につきましては、川西町内ブロードバンド通信環境の維持・管理のため使用するものであります。

4の無償譲渡とする理由につきましては、当該財産は、平成21年度川西町情報通信基盤整備事業により整備し、公設民営方式で運営を行っている設備であります。昨今の情報通信技術の進展やサービスの高度化に伴う住民ニーズの多様化及び情報通信環境の継続した安定供給に資するため、民間企業への設備譲渡を図るものであります。

当該企業につきましては、設備設置当初から本町のブロードバンド通信環境の維持に携わっており、今後も安定した通信サービスの提供による住民サービスの向上のため、当該財産を無償譲渡するものであります。

5の譲渡時期につきましては、令和5年3月31日で考えております。

以上でご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、特別職の職員に係る期末手当の額を国家公務員の給与改定に準じて改定するため、提案するものであります。

内容につきましては、大滝総務課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第88号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

令和4年12月6日提出、町長名でございます。

条例の内容につきましては、別紙の概要書でご説明いたしますので、川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要をご覧くださいと思います。

1の改正の趣旨につきましては、国家公務員の給与改定に準じて、本町特別職の職員に係る期末手当の支給割合を改定するものであります。

次に、2の改正の内容につきましては、町長、副町長及び教育長並びに議会の議員に係る期末手当の支給割合を次のように改定するものであります。

初めに、令和4年度の支給割合について、上の表をご覧くださいと思います。

改定前は、6月及び12月にそれぞれ1.625月分で、合計3.25月分ですが、改定後は、12月を0.05月引き上げ1.675月分とし、合計3.3月分とするものであります。

次に、令和5年度以降の支給割合について、下の表をご覧ください。

令和5年度以降は、支給割合を均等化するため、6月及び12月をそれぞれ1.65月分とし、合計3.3月分とするものであります。

3の施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

ただし、令和5年度以降の支給割合に係る改定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上でご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第89号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、一般職の職員に係る給料及び勤勉手当の額を国家公務員の給与改定に準じて改定するため、提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第89号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和4年12月6日提出、町長名でございます。

条例の内容につきましては、別紙の概要書でご説明いたしますので、川西町一般職の職員

の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要をご覧いただきたいと思います。

1の改正の趣旨につきましては、国家公務員の給与改定に準じて、本町一般職の職員に係る給料の額及び勤勉手当の支給割合を改定するものであります。

次に、2の改正の内容であります。初めに、(1)の給料表の改定につきましては、初任給及び若年層として、おおむね30代中頃までの職員について給料月額を引き上げるものであり、初任給については、大卒では月額3,000円、高卒では月額4,000円を引き上げるものであります。

(2)の勤勉手当の改定につきましては、初めに、アとしまして、一般職の職員になります。

令和4年度の支給割合について、上の表をご覧ください。

改定前は、6月及び12月にそれぞれ0.95月分で、合計1.9月分ですが、改定後は、12月を0.1月引き上げ1.05月とし、合計2.0月分とするものであります。

令和5年度以降の支給割合について、次の表をご覧ください。

令和5年度以降は、支給割合を均等化するため、6月及び12月をそれぞれ1.0月とし、合計2.0月とするものであります。

裏面をご覧いただきたいと思います。

続いて、イとしまして、再任用職員になります。

令和4年度の支給割合について、上の表をご覧ください。

改定前は、6月及び12月にそれぞれ0.45月分で、合計0.9月分ですが、改定後は、12月を0.05月引き上げ0.5月分とし、合計0.95月分とするものであります。

令和5年度以降の支給割合について、次の表をご覧ください。

令和5年度以降は、支給割合を均等化するため、6月及び12月をそれぞれ0.475月分とし、合計0.95月分とするものであります。

3、施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

ただし、令和5年度以降の勤勉手当に係る支給割合の改定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上でご説明いたします。よろしく願いいたします。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 議第81号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第7号)を提案申し上げます。

令和4年度川西町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,408万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億1,150万6,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第81号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

令和4年度川西町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項につきましては、ただいま町長から申し上げましたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和4年12月6日提出、町長名でございます。

先に、第2表と第3表からご説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正であります。追加として4件ございます。

まず1つ目、一般公用車整備費、期間は令和5年度であります。限度額は120万円。

続いて、道路管理用公用車整備費、期間は令和5年度、限度額は185万5,000円。

3つ目、家屋一斉調査用公用車整備費、期間は令和5年度、限度額は190万円でございます。

この3件につきましては、令和5年度に車両の更新及び新規契約するものであります。納車まで一定の期間を要することから、今年度中に入札を行うため、設定するものでございます。

続いて、4つ目になりますが、農業施設災害復旧に係る委託料、期間は令和5年度から令

和6年度まで、限度額は6億円でございます。これは、大光院堤（通称・鏡沼）でございますが、これや、新八堤下流水路等の復旧工事を山形県に対して令和6年度まで委託するため、設定するものでございます。

続いて、第3表地方債補正でございます。

変更として1件、起債の目的、災害復旧事業、補正後の限度額7億8,380万円、9,480万円の増額でございます。これは、農業施設、林業施設、河川等災害復旧の財源とするものでございます。

合計、補正後の限度額が22億1,636万4,000円、こちらも9,480万円の増額でございます。

続いて、第1表関係は、別紙の資料でご説明申し上げます。

議第81号資料、令和4年度川西町一般会計補正予算（第7号）の概要をご覧ください。

初めに、歳出であります。ナンバー1、人件費でございます。補正額1,842万3,000円の増額、これは、給与改定に伴う期末手当、勤勉手当の見直しと、一般職の時間外ほか各種手当・共済費等の見直しによるものでございます。

続いて、ナンバー2、補助費等1億4,265万7,000円の増額、このうち、主なものであります。2段目にございます障がい介護給付等事業、国庫支出金返還金1,121万7,000円の増額、これは、前年度の確定により精算するものでございます。

一つ飛びまして、教育・保育施設給付事業、負担金等1,764万2,000円の増額、これは、保育士の処遇改善加算や保育料給付費等の見直しによるものでございます。

一つ飛びまして、産地生産基盤パワーアップ事業、県支出金返還金1億80万円の増額、これは、平洲農園精算による補助金の返還分でございます。

続いて、ナンバー3、物件費2,409万円の増額、主なものであります。2段目にございます番号制度事務事業、委託料等614万2,000円の増額、これは、マイナンバーカード取得率向上に向けた委託事業を行うものの増額でございます。

その下になります小学校事務経費、光熱水費1,000万5,000円の増額、これは、電気料金の値上げ等に対応するもので、このほか、中学校、幼児施設等も同様の扱いとして補正をいたします。

続いて、ナンバー4、維持補修費5,056万円の増額、このうち、1段目になりますが、冬期交通確保事業、除雪委託料5,000万円の増額でございます。

続いて、ナンバー5、扶助費1,085万6,000円の増額。

主なものであります。2段目にございます障がい介護給付等事業、扶助費742万6,000円

の増額、これは、障がい者自立支援給付費の増額によるものでございます。

続いて、2ページをご覧ください。

ナンバー6、普通建設事業費（補助）952万7,000円の増額、1段目になりますが、農林水産物災害対策事業、農業機械整備・修繕補助金1,034万5,000円の減額、これにつきましては、新たに県で農業機械への補助制度が創設されるため、農業機械分を減額し、新事業へ組替えを行うものでございます。

この新事業につきましては、一つ飛びまして、農林水産物等災害対策事業（産地復旧・農機具被害特別支援）、農業機械整備・修繕補助金として1,500万円の増額でございます。

続いて、ナンバー7、普通建設事業費（単独）830万円の増額、これは、被災事業者支援事業、建物等整備・修繕補助金、被災された商工事業者に対する支援として増額するものでございます。

ナンバー8、災害復旧事業費（補助）4億3,499万7,000円の増額、このうち、小規模農地等災害緊急復旧事業、工事請負費1億674万円の増額、これは、県補助に係るものでございます。

続いて、農業施設災害復旧事業、工事請負費等2億6,090万4,000円の増額、これは、ため池、頭首工、揚水機、水路等の復旧工事に係るものでございます。

続いて、民有林林道災害復旧事業、工事請負費6,735万3,000円の増額、これは、林道の災害復旧、国庫補助の対象となる分でございます。

続いて、ナンバー9、災害復旧事業費（単独）2,173万円の増額、このうち、民有林林道災害復旧事業、工事請負費666万8,000円の増額、これは単独実施分でございます。

公共土木施設災害復旧事業（単独）工事請負費1,506万2,000円の増額、道路・河川復旧作業分でございます。

続いて、ナンバー10、繰出金294万3,000円の増額、内訳に記載しておりますそれぞれの特別会計への繰出金の増額でございます。

合計7億2,408万3,000円の増でございます。

続いて、3ページをご覧ください。

2の歳入でございます。

ナンバー1、分担金及び負担金3,124万円の増額、これは、小規模農地等災害緊急復旧事業の土地改良区分担金の増でございます。

ナンバー2、国庫支出金3億2,835万円の増額、このうち、主なものでありますが、上か

ら2段目になります障害者自立支援給付費国庫負担金600万2,000円の増額、2つ飛びますが、マイナンバーカード交付事務費国庫補助金651万円の増額、その下になります農業用施設災害復旧費国庫補助金2億4,906万3,000円の増額、その下になります林業施設災害復旧費国庫補助金6,079万3,000円の増額。

続いて、ナンバー3、県支出金2,308万2,000円の増額、主なものでありますが、上から6段目になります農林水産物等災害対策事業費県補助金689万7,000円の減額、歳出で申しあげました農業機械等の新しい事業への組替えでありまして、歳入のほうでは、2つ飛びますが、農林水産物等災害対策（産地復旧・農機具被害特別支援）事業費県補助金1,000万円の増額でございます。

続いて、ナンバー4、寄附金100万円の増額、齋藤内科循環器科クリニックの院長先生であります齋藤哲夫氏よりご寄附を頂きまして、100万円の増額。

なお、こちらにつきましては、小・中学校の図書購入費に、今回予算措置をしてございます。

続いて、ナンバー5、繰入金1億1,940万5,000円の増額、これは、財政調整基金の繰入金でございます。

ナンバー6、諸収入1億2,620万6,000円の増額、このうち、1段目になります過年度産地パワーアップ事業費県補助金返還金1億80万円の増額、これは、平洲農園より補助金の返還を受けまして、そのまま県のほうに返還するというものでございます。

その下、後期高齢者医療過年度療養給付費負担金精算金567万3,000円の増額、置賜広域病院企業団過年度構成団体負担金精算金1,973万3,000円の増額でございます。

ナンバー7、町債9,480万円の増額、それぞれ目的別に区分したのが、主な内容の欄に記載してございます。公共土木施設等、以下ご覧のとおりでございます。

歳入合計7億2,408万3,000円の増額。

表の下になりますが、補正後の財政調整基金の残高は1億6,555万2,000円となりまして、今年度の標準財政規模に占める割合は2.5%となります。

なお、今回、資料をもう一枚おつけしてございます。補正予算に係る激甚災害関係資料と記載しているものでございますが、11月22日の全員協議会のときに、激甚の指定を受けたことによって、予算の内容と補助対象等がどうなるのかというようなご質問もありまして、その内容をまとめた資料でございます。

1番の激甚災害の指定であります、令和4年8月1日から同月22日までの間の豪雨及び

暴風雨による災害という名称で、9月30日、閣議決定され、10月5日、公布・施行されております。

2の適用措置であります。本町災害復旧に係る主なものとして、①と②、2つ挙げてご説明いたします。

①の公共土木施設災害復旧等に関する特別の財政援助ということで、国庫補助率が、いわゆるかさ上げされるということになります。括弧で記載しておりますが、過去5か年の実績の平均では66.7%から83%にかさ上げ。

なお、正式な補助率は、市町村ごと年度末に通知されるということでございますので、過去の実績では、このような補助率となっているということでご説明ください。

②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、こちらも国庫補助率がかさ上げになるということで、こちらも同様に年度末に通知されるということで、国の災害査定を受けて、その後、補助率の増嵩申請という手続きがございます。それで、最終的に補助率が決定されるということで、農地、農業用施設、林道、こちらも過去の実績では、このような補助率ですというようなことで記載してございます。

3の予算措置事業の影響額ということで、3つの事業を記載してございます。

①に関しましては、公共土木施設災害復旧事業。これは、道路・河川・橋梁災害の復旧工事に係るものでありますが、左側の予算額、括弧して（3・5号）と書いてありますが、これは、一般会計の補正予算の号数でございます。合わせまして、7億6,624万3,000円、このうち補助対象額が6億550万円で、これは仮の数値になりますが、通常の補助率で計算した金額、これが激甚対象になったことによってかさ上げが予想される補助率で計算した額、その差引きが右側の影響額として上げております。

なお、①の事業に関しましては、激甚災害の指定前までの5号補正までの予算措置でございますので、現在のところ、かさ上げ分は予算に見込んでございませんが、最終的には年度末に計上させていただきたいと考えております。

あと、②-1、②-2、それぞれ、農業施設、林道の災害復旧、こちらは、今回の本日説明をいたしました7号補正までを加算した金額で計上してございます。こちらのほうも同じようにご覧いただきたいと思ひまして、最終的な3つの事業の現在把握できる部分での影響額1億605万3,000円というふうに見込んでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長　ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時50分といたします。

(午前10時34分)

---

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

---

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 議第82号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)をご提案申し上げます。

令和4年度川西町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,640万5,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、私から議第82号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付、町長名でございます。

それでは、第1表の内容につきましては、別添の議第82号資料ということで、川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の概要、この資料をご覧いただきたいと思っております。

初めに、歳出でございます。

1款総務費、補正額51万円の増額でございます。補正の主な内容でございますが、給与改定による人件費の増が17万7,000円でございます。それから、消費税の精算確定による増額、それから、燃料費高騰によります増額ということで、33万3,000円の増額でございます。

3款施設費でございます。6万1,000円の増額でございます。光熱水費の増額ということ

になりますが、下水道関係に係りますマンホールポンプ等を稼働するための電気料、これが値上げになりまして、不足をしているものでございます。

歳出合計が57万1,000円でございます。

歳入でございます。

5款繰入金でございまして、一般会計繰入金として57万1,000円を歳入として見込むものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 議第83号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

令和4年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,844万円とするものであります。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、議第83号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、第1表の内容につきましては、別紙の議第83号資料、令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要、こちらをご覧いただきたいと思っております。

最初に、歳出でございます。

第1款総務費、補正額3万円の増額、内容につきましては、消費税の精算確定によりまして不足するものでございますので、増額をお願いするものでございます。

3款施設費でございます。64万1,000円の増額でございます。これにつきましては、中大塚地区、下小松地区の農業集落排水処理場、それから、マンホールポンプ等に係ります電気料金の不足が見込まれますので、増額をお願いするものでございます。

歳出合計67万1,000円の増額でございます。

次に、歳入でございます。

3款繰入金でございます。一般会計繰入金として、67万1,000円を繰り入れるものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第84号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を提案申し上げます。

令和4年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ765万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,869万5,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、原田福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第84号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、議第84号の資料、令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要をご覧いただきたいと思います。

1の歳出でございます。

1款総務費16万9,000円の増額でございます。内容といたしまして、会計年度任用職員給与費等15万5,000円でございます。次に、国庫支出金返還金、これは過年度分でございますが、1万4,000円でございます。

第2款保険給付費700万円の増額でございます。主な内容といたしまして、特定入所者介護サービス給付費300万円でございます。次に、高額介護サービス給付費300万円でございます。次に、高額医療合算介護サービス給付費100万円でございます。

第3款地域支援事業費49万円の増額でございます。内容といたしまして、給与改定による人件費の増でございます。

合計が765万9,000円の増額補正となっております。

2の歳入でございます。

1款介護保険料144万5,000円、主な内容といたしまして、特別徴収分が135万2,000円、普通徴収分が9万3,000円でございます。

3款国庫支出金177万円の増額でございます。主な内容といたしまして、介護給付費国庫負担金125万7,000円、調整交付金51万3,000円、国の負担分でございます。

第4款県支出金103万3,000円の増額でございます。介護給付費県負担金でございます。県の負担分となります。

5款支払基金交付金188万9,000円の増額でございます。介護給付費交付金でございます。こちらは支払基金の負担分となります。

7款繰入金152万2,000円、一般会計繰入金でございます。

歳入の合計が765万9,000円の増額補正となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 議第85号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を提案申し上げます。

令和4年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,724万2,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、近住民課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、議第85号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項の内容は、ただいま町長が申し上げたとおりです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細は、お配りしております概要書でご説明いたしますので、ご覧いただきたいと思えます。

令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要です。

初めに、歳出です。

1款総務費、補正額17万9,000円、主な内容ですが、被保険者証等の郵送料になります。こちらは、被保険者の窓口負担の割合見直しにより2割負担が導入されたことにより、通常の分に加え、新たな分として、被保険者に2回保険者証を郵送したことにより不足になった分でございます。合計17万9,000円の増額です。

次に、歳入です。

4款繰入金、補正額17万9,000円、こちらは、一般会計繰入金からの繰入金となります。合計17万9,000円の増額です。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長 町長原田俊二君。

○町長 議第86号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）をご提案申し上げます。

第1条、令和4年度川西町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○副議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、議第86号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

第2条、令和4年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、第1款水道事業費、第1項営業費用、既決予定額でございますが、支出でございますが、第1項の営業費用で4億2,133万9,000円でございます。補正予定額でございますが、

171万7,000円の増額でございます。

合計、営業費用で4億2,305万6,000円でございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費、既決予定額3,773万1,000円、補正予定額47万2,000円の増額でございます。

合計3,820万3,000円でございます。

本日付提出、町長名でございます。

詳細の内容につきましては、別紙の議第86号資料、こちらをご覧くださいと思います。

令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）の概要でございます。

収益的支出でございます。

1款水道事業費、1項営業費用で、補正額が171万7,000円でございます。

補正の主な内容でございます。

1節の原水及び浄水費でございますが、124万5,000円を増額するものでございます。この内容につきましては、西原配水池の遠隔のテレメータ、この通信配線等に不具合がございますので、その修繕等で増額をするものでございます。

2節配水及び給水費でございます。給与改定によりまして、人件費の増額として30万1,000円の増額でございます。

4節総係費につきましては、給与改定による人件費の増ということ、17万1,000円を増額するものでございます。

補正額171万7,000円の増額でございます。

以上、説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、総括的な質疑となるようご留意願ひします。

神村議員。

○8番 8番神村です。

一般会計予算のご説明をいただきまして、その中で、今般、災害復旧に関する費用が、激甚災害の指定を受けて、それがかさ上げになると、補助率も。そういうお話の中で、歳入のところで、町債として約9,480万、これが計上されておりますが、これも内容的には災害復旧事業債だというふうになっております。

さきに申しあげました国からの補助金、激甚災害によるかさ上げになった激甚補助金額、これと町債との関係ですね。激甚災害の対象にならなかった分が、別途改めて9,480万が災害復旧事業債として計上になったのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○副議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまの神村議員のご質問にお答えいたします。

9,480万の金額は、町債の金額ということでよろしかったですよね。この町債9,480万のうち、どのような目的の起債かというのが、概要の資料のほうの3ページに4項目に分けて記載してございます。

説明のときには、ご覧くださいということで、1項目ずつ読み上げはいたしませんでしたが、この公共土木施設災害復旧事業債、ついておりますのが、いわゆる国庫補助対象のものでございます。あと、農業施設災害復旧事業債、林業施設災害復旧事業債、あと農地災害復旧事業債、これは、事業の中で補助対象になるものと、あとは対象外の単独のものと、まとまっているものもございまして、最終的に国の対象になるものの補助金が確定し、その不足額といいますか、一般財源で補填するという補助残のうち起債で借りられるものが、その時点で確定いたします。

まだ流動的な部分がございますので、確実な金額という段階ではございませんが、補助事業の対象のもの、あとは単独の対象の金額も合わせて9,480万円ということで、ご理解いただければというふうに思います。

○副議長 神村建二君。

○8番 そうしますと、激甚災害で対象になる補助金額とは、ダブってはいないということですか、この町債は。

○副議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまのご質問、ダブっていないかというご質問につきましては、補助金額と、あとは残りを起債で借りるということになりますので、ダブっているというものはございません。

○副議長 神村建二君。

○8番 分かりました。

それで、そうしますと、町債で手当をするというのは、激甚災害の費用から漏れたものなんですか。それとも、一体化になっているうちのある部分を町債として賄うというような感じなんでしょうかね。質問の意味は分かりますか。

○副議長 坂野財政課長。

○財政課長 激甚災害指定で、先ほどご説明しましたのは、国庫補助金のかさ上げがございませうというお話、資料でご説明いたしました。

あと、今日の資料には記載してございませんが、災害復旧の起債、いわゆる借入れをしたもののうち、後ほど交付税算入がされる起債がございませう。これにつきましては、償還、借入金の返済をするときの、その年度で交付税が来るというような計算になりますので、予算書には表れてきませうが、そういったものもございませう。

ただ、それがそれぞれ重複してという形にはなりませんので、ご理解いただければというふうに存じませう。

○副議長 ほかに。

渡部秀一君。

○3番 3番渡部です。

私からは、水道水のことについてお聞きしたいと思ひませう。

広域水道ということで、私たちが使っているわけですが、その原水というか水は、綱木川ダムの水を使っているというふうに聞いておりますが、その綱木川ダムですが、大変濁りが6月あたりから、雨のせいもありますけれども、取れなくて、相当な濁りがあると。

そのようなものを浄水したとしても、水質的に問題はないのかということをお聞きしたいと思ひませう。よろしくお祈ひませう。

○副議長 渡部議員に申し上げます。

述べられている内容が通告外議題に及んでおりますので、議題の範囲内で発言をしてください。

渡部秀一君。

○3番 それでは、質問の仕方をちょっと変えさせていただきます。

それだけの濁りがある水を、結局浄水として流すわけですから、そこから出る汚泥とかそういうのが多くなって、川西町としての負担が多くなるかと思ひませう。

○副議長 暫時休憩します。

(午前11時16分)

---

○副議長 会議を再開いたします。

○副議長 渡部議員に申し上げます。

今回の質問は補正予算の内容でありますので、水道の中身については各委員会の中身となりますので、今日の質問は、この補正予算に関する質問ということになりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませんか。

橋本欣一君。

○9番 9番です。

私からは、今回の一般会計補正予算について、主に災害復旧費ということでございますけれども、現在まで、専決の3号から今回の7号までの予算、災害復旧のための予算措置というのはございましたけれども、前回の全協の報告では、約50億円の被害額があったということで、まだ被害の全容はつかめないということでございましたけれども、今回まで、7号の予算措置によりまして、約50億円の被害が把握できた時点での復旧の割合というかパーセント、どのぐらいまで復旧できるのかということ、もし分かるのであれば、教えていただきたいなということでございます。

あともう一点は、神村議員からも激甚のお話ございましたけれども、現在、様々な資材や、もちろん光熱費等々も高騰している状況の中で、さらなる高騰も予想されるわけで、予想される段階での激甚のさらなる割増しというか、そういったものというのは期待できるんでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

以上でございます。

○副議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまの橋本議員のご質問にお答えいたします。

初めに、7号補正までの予算措置の中で、どれぐらい復旧できるのかというところではありますが、橋本議員からもありましたとおり、被害の全容が、まだ金額的に確定しているというような状況ではございません。

また、国の災害の査定につきましても、つい先日終了したばかりでございまして、査定金額というものは出ておりますが、今後、実施設計を行いまして、復旧工事費の見込みが集計されます。

さらに、議員からご指摘ありましたとおり、今後の資材の高騰等によって、工事費のかか

り増しといたしますか、そういったことも予想されます。

特に、今年度だけで復旧工事が完了するものではなく、多くの復旧事業が繰越し、さらには再来年度までかかる見込みのものもございますので、そういった事情もございますので、そういった復旧の割合といたしますか、そういったところは、今現在申し上げられないところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

あと、もう一つございました、さらなる工事費の増による補助金の増額も見込めるかというようなご質問かと理解いたしましたが、工事費のかかり増しに対して、補助率が今年度末、算定される見込みでございます。

ただ、補助金がそれに合わせて確実に増額になるかどうかというのは、国の算定に左右されるところもございますので、まだ未確定な状況でございますので、そちらもご理解いただければというふうに存じます。

○副議長 橋本欣一君。

○9番 了解しました。

町長はじめ執行部の大変な中央省庁への要望、国会議員への要望等々で実った激甚対応ということになるんでしょうけれども、ぜひさらに要望活動を強めていただきながら、できるだけ厚い補助を頂くように要望しまして、私の質問を終わります。

以上です。

○副議長 ほかにございませんか。

(なし)

○副議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案の委員会付託

○副議長 日程第13、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定により、日程第3、議第87号川西町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の設定についてから日程第12、議第86号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）までの10議案を内容審査のため、お手元に配付しております議案付託表のとおり総務文教常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○副議長 以上で、本日予定していました全日程を終了いたしました。

なお、公益社団法人日本理科教育振興協会会長大久保 昇氏より、令和5年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い、川西町商工会会長寒河江輝文氏より、令和5年度川西町商工会重要事業要望書、一般社団法人日本教材備品協会会長大久保 昇氏より、学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い、一般社団法人山形県建設業協会会長國井 仁氏より、令和4年度要望書、沖縄戦の「戦争」から学ぶ会代表漆山ひとみ氏より、沖縄戦戦没者の遺骨収集を推進し、その尊厳を守ることを求める意見書の提出を求める陳情、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁氏より、安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出についてが、お手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

（午前11時25分）